

小国町告示第19号

令和8年度小国町妊婦健康診査費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小国町長 仁科洋



令和8年度小国町妊婦健康診査費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定により、妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）の受診を徹底し、妊娠期間中の妊婦の健康増進を図り、安心して出産を迎えるため、妊婦健康診査費助成事業を実施し、妊婦健康診査に要する費用（以下「妊婦健康診査費」という。）の全部又は一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、町内に住所を有し、法第16条に基づく母子健康手帳の交付を受けた者で、かつ、山形県外の医療機関で妊婦健康診査を受診した者とする。ただし、国内に限るものとする。

(助成対象健康診査)

第3条 助成対象となる健康診査は、産科を標榜する病院若しくは診療所又は助産所で行う妊婦健康診査で、別表1に掲げる妊婦健康診査とする。ただし、多胎妊婦については、別表1に掲げる妊婦健康診査及び別表2に掲げる多胎妊婦健康診査とする。

(助成額)

第4条 助成額は、予算の範囲内とし、妊婦健康診査費の実支出額と別表1及び別表2に定める交付基準額を比較して、いずれか低い額とする。

(助成の期間)

第5条 この事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(助成の申請)

第6条 妊婦健康診査費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊婦健康診査費交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第7条 町長は、第6条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査のうち助成金の交付の可否を決定し、妊婦健康診査費交付決定通知書（様式第2号）又は妊婦健康診査費交付却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(妊婦健康診査受診結果報告書兼請求書の提出)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、最終の妊婦健康診査終了後または助成期間内での妊婦健康診査終了後速やかに、妊婦健康診査受診結果報告書兼請求書(様式第4号)に受診医療機関が発行した領収書の写し及び母子健康手帳の写しを添付して町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 町長は、前条の報告を受理したときは、当該報告書等の内容を審査のうえ交付する助成金の額を確定し、速やかに妊婦健康診査費交付確定通知書(様式第5号)により通知するとともに、申請者に助成金を交付するものとする。

(取消し)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、当該助成額の返還を命じることができる。

(台帳の整備)

第11条 この事業を適正に行うために、妊婦健康診査費助成事業交付台帳(様式第6号)を整備保管する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。